

「アイランドシティ整備事業環境モニタリング委員会」設置要綱

（目的）

第1条 アイランドシティ整備事業の実施において、環境の保全を図るため、環境監視、環境保全対策等に関する指導、助言を行う委員会を設置する。

（名称）

第2条 この委員会は「アイランドシティ整備事業環境モニタリング委員会」（以下「委員会」という。）という。

（業務）

第3条 委員会は次の事項について指導、助言を行う。

- (1)環境監視計画の策定に関すること。
- (2)環境監視結果の評価に関すること。
- (3)上記の評価を踏まえた対策に関すること。

（組織）

第4条 委員会は学識経験者で組織する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（会長）

第6条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が認めた場合は、持ち回りにより会議の開催に代えることができる。

2 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ開催日時、場所及び会議に付する事案を委員に通知するものとする。

3 会長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、港湾空港局港湾計画部みなと環境政策課で行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って会長が定める。

附則

この要綱は、平成6年6月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。